

監査委員告示第2号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和2年3月30日

木津川市監査委員 西 井 正
木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 令和2年1月28日（火）
- 2 監査対象部局及び監査の対象
健康福祉部
社会福祉課
 - (1) 民生児童委員活動事業における指摘事項の対応状況について
 - (2) ぐらしの資金貸付事業における指摘事項の対応状況について
 - (3) 障害福祉サービス支給内容チェックシステムの活用状況について（令和元年12月末時点）

ぐらしサポート課

- (1) 生活保護扶助に係る返還金債権の返還状況について（令和元年12月末時点）
- (2) 生活困窮者自立支援事業費について（令和元年12月末時点）
- (3) 生活保護扶助費支給状況について（令和元年12月末時点）

高齢介護課

- (1) 木津老人福祉センターにおける行政財産使用許可について
- (2) 老人福祉センターに係る管理運営について（指定管理・管理運営）
- (3) 生活支援体制整備事業（第1層・第2層）について
- (4) 配食サービス委託金の返還状況について（平成30年度分）

健康推進課

- (1) 子育て世代包括支援センターの運営状況について（令和元年12月末時点）
- (2) 健康教室事業の実施状況について（令和元年12月末時点）
- (3) 木津川市食生活改善推進協議会への補助金について
- (4) 児童虐待対策について

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【社会福祉課】

市内各地域の民生児童委員協議会の収支予算書、決算書についてであるが、府・市補助金に係る収支と委員各自の積立に係る収支が混在して記載されており、補助金の使途が不明瞭であることから、明確に区分を行ない、補助金がどのように活用されたのか、対外的に説明出来得る収支予算書、決算書として整備するよう、指導を行われたい。

【くらしサポート課】

生活保護費の返還金については、平素より対応に努めているところではあるが、特に第78条返還においては、高額な不正受給者も見受けられることから、督促状の発送も含め、より一層の徴収に努められたい。

また、滞納者に係る管理台帳を調製しているとのことであるが、一連の対応について、経過を記録として残すことが必要不可欠であることから、今後とも正確な記録に努められたい。

最後に、生活困窮者の基準についてであるが、生活困窮者自立支援法に基づき判定しているとのことであり、昨今、生活困窮の定義が複雑かつ多岐に渡っている中、金額的に線引きすることも困難であることから、引き続き、慎重な判定に努められたい。

【高齢介護課】

木津老人福祉センターの光熱水費の負担按分についてであるが、対外的に説明出来るよう、合理的基準の整備を進めるとともに、早急に取り組みを進められたい。

また、木津老人福祉センターの指定管理に係る収支決算報告についてであるが、管理料と実績報告額が一致していることから、今後、添付書類等も含め、内容の確認を行ない、金額の妥当性について検討を行なわれたい。

最後に、在宅高齢者等配食サービス事業に係る利用者自己負担額についてであるが、本事業の要綱上、食材料費の実費相当額については利用者が負担するとなっていることから、社会福祉協議会との間で情報の共有に努め、双方の認識に差異が生じることのないよう、負担額の値上げに係る協議を進められたい。

【健康推進課】

児童虐待への対策についてであるが、木津川市要保護児童対策地域協議会が中心となり、様々な取り組みを進めていることは評価出来る。しかしながら、近年、急激に虐待件数が増加していることから、引き続き、十分な取り組みに努められたい。

また、医薬品の購入についてであるが、医薬品が満遍なく普及するよう、調整していることは理解出来る。引き続き、単価、数量等の適正な把握を行なうことにより、正確な発注に努められたい。